



2022年8月2日

タイ国輸出支援プラットフォーム

(在タイ日本国大使館、ジェトロ・バンコク事務所)

タイにおける日本産農林水産物・食品の輸出支援プラットフォーム 相談窓口を設置、本格始動へ

在タイ日本国大使館（以下、大使館）及びジェトロ・バンコク事務所（以下、ジェトロ）は8月2日、日本産農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の支援を行う「輸出支援プラットフォーム」の相談窓口を設置しました。タイ側輸入規制への対応をはじめ、輸入事業者等から解決を望む案件を受け付け、円滑なタイへの輸入への貢献を目指します。

記

日本からタイへの農林水産物・食品の輸出を拡大していくためには、変化し続けるタイ側の輸入規制に対応していくことが重要な課題となっています。このため、タイにおける輸出支援プラットフォームでは、輸入事業者等から輸入規制対応をはじめとする解決を望む案件を受け付ける相談窓口（以下、プラットフォーム相談窓口）を設置します。プラットフォーム相談窓口に寄せられた案件については、大使館・ジェトロ・農林水産省が連携し、相談者への情報提供やタイ側当局への確認等を行うことで、案件の解決を目指します。専門性の高い案件については外部の専門家やジェトロのアドバイザーにも意見・見解を伺います。

プラットフォーム相談窓口は、輸入規制対応に関する「目安箱機能」を果たすものとなります。日本産農林水産物・食品のタイへの輸入に際して遭遇した課題や解決を望む案件がありましたら、以下のタイ国輸出支援プラットフォーム連絡先までご相談ください。関係機関との連携により、解決を図ります。

<相談窓口の連絡先>

- メールアドレス：[ThaiPF_Japanfood\(at\)jetro.go.jp](mailto:ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp)（※送信の際は(at)を@に変えてください。）
- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日を除く）

<Privacy Policy> <https://www.jetro.go.jp/thailand/privacy.html>

[相談のイメージ]

- ●を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
- △△の規制内容の詳細を知りたい。

【輸出支援プラットフォーム設立の背景】

日本からのタイ向け農林水産物・食品輸出の実績については増加傾向にあり、近年は約 400 億円前後で推移しています。2021 年の実績は 441 億円、世界 7 番目の輸出額で、前年の 403 億円から 9.5%増加しました。2022 年に入ってから、1~5 月の累計が 215 億円と前年同期比 16.7%増となり、好調に推移しています。

また、タイにおける日本食レストランも増加を続けています。2021 年にジェトロが行った日本食レストランについての調査によれば、タイには 4,370 店舗の日本食レストランが確認されており、昨年の 4,094 店舗から 6.7%増加、特に地方においても伸びを見せています。この調査からもわかるように、タイでの日本食の裾野は確実に広がりを見せています。

一方で、タイにおいては近年、新たな食品衛生関係の規制が度々発出され、より高い衛生水準が求められるようになってきました。こういった規制は、一般にタイ国内の農林水産物・食品のみを対象としたものではなく、海外からタイに輸入される農林水産物・食品についても同様に対象になることから、日本からの輸出にも影響があります。

例えば 2021 年 10 月 7 日、タイ保健省 FDA は食品の製造方法などの基準を改正する告示（保健省告示第 420 号）の本格運用を開始しました。これにより、アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について、食品の製造施設に関する証明書（GMP 証明書等）が求められることとなり、一部の事業者は、公布から運用開始までの間に新たな証明書を用意する必要性が生じることとなりました。（このことを受け、大使館とジェトロはタイ保健省と協議を重ね、使用可能な既存の証明書の確認を行うとともに、農林水産省は新たに GMP 証明書の発行機能を整えました。）

さらにも現在、食品法の改正法案がタイ政府内で検討されています。食品法が改正されれば、50 本にも及ぶ下位法令が改正されるとの情報もあり、実現すれば事業運営に大きな影響を与える可能性があります。今後、新たな規制が施行されたとしても、日本産の農林水産物・食品の日本からタイへの輸出を継続して行うためには、規制情報の収集・周知や必要に応じてタイ政府と協議を行い、事業者が迅速かつ円滑に規制に対応できる環境を作っていくことが重要です。

【タイプラットフォームの機能】

以上の状況を踏まえ、輸入規制対応をはじめとした各種課題に対応するため、タイに大使館とジェトロを主な構成員とした輸出支援プラットフォームを立ち上げることとし、5 月 5 日には金子農林水産大臣出席のもとで立ち上げ式を開催しました。

また先行的な取り組みとして、5 月 24 日から 28 日までの間に行われた、東南アジア最大級の食品見本市 THAIFEX においては、ジェトロが設置したジャパン・パビリオンに輸出支援プラットフォームの相談窓口を設け、出品者の方から輸入規制等に関する相談を受け付けました。

さらに今般、常設の相談窓口を設置するに至ったところです。タイの輸出支援プラットフォームでは、以下の 3 つの機能を柱に、日本産の食品・農林水産物の輸出支援に取り組むこととしています。

(1) 輸入規制目安箱機能

農林水産物・食品のタイ側の輸入規制に関して、輸入事業者等からの解決を望む案件に関する相談を受け付けます。専門性の高い案件については外部の専門家、ジェトロのアドバイザー等にも意見を伺い、ジェトロ・大使館・農水省等が連携し、相談者への情報提供やタイ側当局への確認等を行うことで、案件の解決を目指します。また、相談案件の整理、進捗管理を行い、大使館やジェトロ・バンコク事務所の担当が交代したとしても類似の相談に迅速かつ手戻りなく対応できるように、相談内容のアーカイブ化を図ります。

今回設置した相談窓口は、主にこの「目安箱機能」を果たすものとなります。

(2) 新規制情報収集・周知機能

前述のとおり、近年、タイでは食品衛生に関する規制等についての新たな告示や告示案の発出が相次いでおり、また今後も発出されることが見込まれています。また、告示等に伴い従来の規制の運用変更などもみられます。これらについて、情報収集や必要な調査、告示の和訳などを行い、速やかに関係者への周知を図ります。必要に応じてタイ側当局への確認等を行い、日本での実情・実態や日本への影響について調査し、影響度を分析します。

(3) 調査・レポート作成機能

規制の運用実態や直近の市場動向等、タイ向けの輸出に役立つ個別具体のテーマ毎に調査を行い、レポートを作成し公表します。

<添付資料>

- タイ・バンコクのプラットフォームの機能

タイ・バンコクのプラットフォームの機能（1）

（1）輸入規制目安箱機能

タイ側輸入規制に関し、輸入事業者等から解決を望む案件に関する相談を受け付ける。

- 外部専門家、アドバイザー等にも意見を伺い、大使館・ジェトロ・農水省等が連携して早期解決を目指す。
- 必要に応じて、タイ側当局との交渉やレターの発行を行い、当局と調整を行う。
- 相談案件の整理、進捗管理を行い、担当が交代したとしても類似の相談に迅速に対応できるよう規制対応アーカイブを整備する。

手戻りや停滞なく、早期の問題解決を目指す

タイ・バンコクのプラットフォームの機能（2）

（2）新規制情報収集・周知機能

新たな告示や告示案、それらに関連する従来の規制の運用変更などについて、情報収集や必要な調査等を行い、関係者に周知する。

- 規制当局ウェブサイト、タイ当局への問合せ・打合せ、タイ食品団体の定期会議等を通じて幅広く情報収集を行い、新たな輸入規制等に関する告示や告示案等について内容の整理を行う。
- アドバイザー等にも意見を伺い、日本での実状・実態や日本への影響について調査を行い影響度を分析する。得られた情報は、できるだけ早く関係者に周知する。
- 必要に応じて、事業者の意見を集約し、タイ当局側と協議を行う。

施行後に混乱が起これないように、新規制へ対応可能な体制を事前に整備

タイ・バンコクのプラットフォームの機能（3）

（3）調査・レポート作成機能

規制の運用実態、輸入に係る検査の実態等を含め、タイ向け輸出に役立つ個別具体のテーマごとに調査し、レポートを作成・公表する。



- 個別具体のテーマごとに、現場の運用実態についての情報も網羅した内容で、必要に応じて調査会社等に委託し、調査・レポートを作成する。
- 円滑な輸出継続のためには、規制の運用実態について理解を深めることが不可欠。輸入に関する個別テーマごとの現場運用実態に関する情報を提供する。
- 輸入規制以外のテーマも含め、輸出拡大に役立つレポートを作成・公表する。

円滑な輸入の継続、新たな商流の開拓を促進する